

米

米の作付等に関する方針

前年産米の検査結果や避難指示区域等の状況を踏まえ、引き続き、作付制限、吸収抑制対策、収穫後の検査を組み合わせることで安全を確保

対象地域

○ 帰還困難区域

○ 居住制限区域

○ 避難指示解除準備区域

作付の取扱い

作付制限

立入が制限されており、作付・営農は不可。

〔 ※ 市町村の管理の下での試験栽培は可能（収穫物は原則廃棄）。 〕

農地保全・試験栽培

営農が制限されており、除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。

〔 ※ 地域の状況に応じて、作付再開準備を行うことも可能。 〕

作付再開準備

管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培を実施。

〔 ※ 役場機能の移転等避難の状況により、きめ細かな管理が困難な市町村では、農地保全・試験栽培を行うことも可能。また、除染の進捗状況によっては、全量生産出荷管理を行うことも可能。 〕

○ その他の地域については、前年産米の検査結果等に基づいて、地域ごとに検査密度を設定して検査

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

米

平成28年産米の作付制限等の対象区域



作付制限

作付・営農は不可。



農地保全・試験栽培

除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。



作付再開準備

管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。

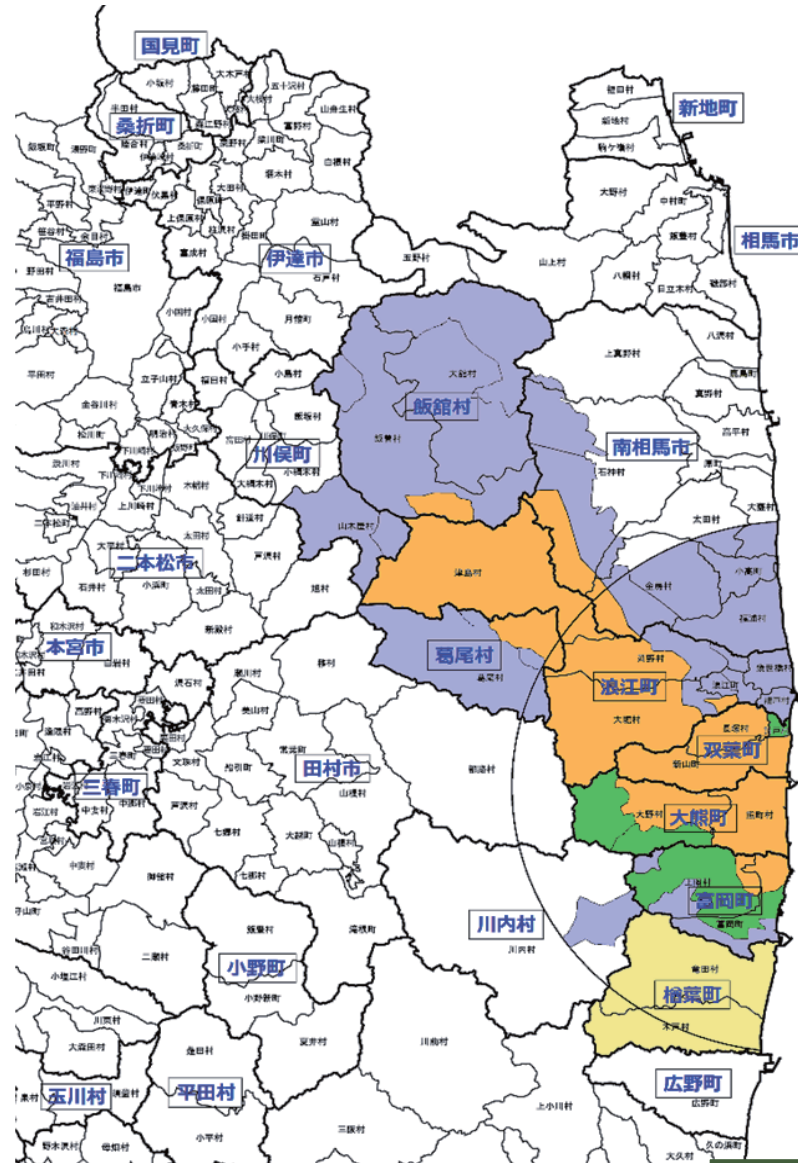


全量生産出荷管理

管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷。



拡大

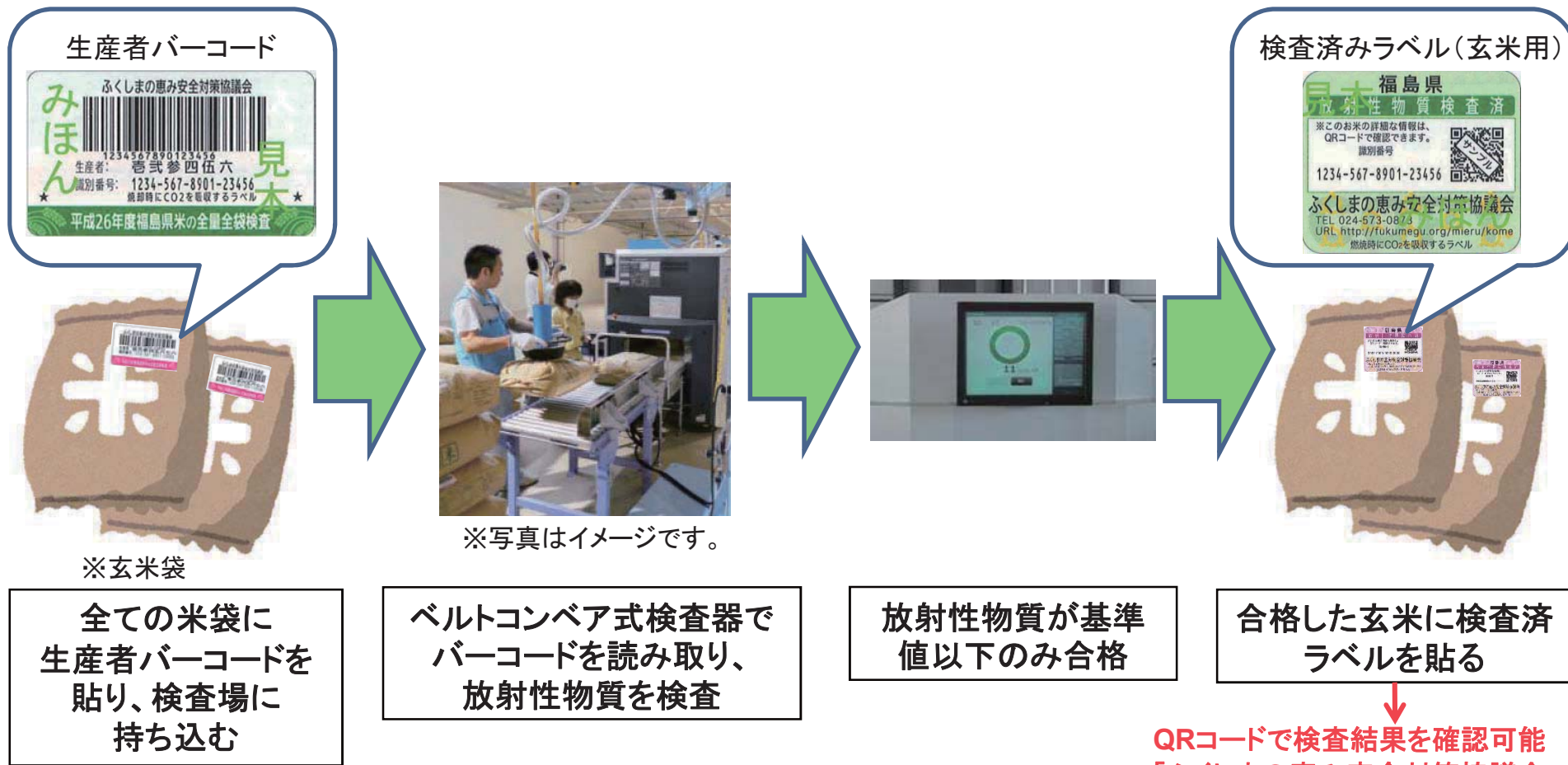


農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

米 福島県における米の全袋検査

福島県では、検査ガイドラインに基づく検査とは別に、24年産米から県内全域で全袋検査を実施



※福島県のホームページに基づき作成。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

米

収穫後の放射性物質検査(平成28年度)

- 検査ガイドラインに基づき、地方自治体が計画的に検査を実施
 - 過去の検査結果等を踏まえ、放射性セシウムの検出レベルの高い品目・地域について重点的な検査を実施
-
- 国の原子力災害対策本部は、地方自治体が策定する検査計画等に関するガイドライン(「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」)を定めて公表(平成23年4月4日策定、直近は28年3月25日に改正)
 - 対象自治体※は、ガイドラインで指定された品目、検査頻度等を踏まえて検査計画を策定し、検査を実施
 - 検査対象品目は、①前年度に基準値を超える放射性セシウムが検出された品目、②前年度に基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目、③飼養管理の影響を大きく受ける品目(乳、牛肉)、④水産物(基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目)。上記以外の品目については、各自治体が計画的に実施。

※対象自治体(17都県):

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

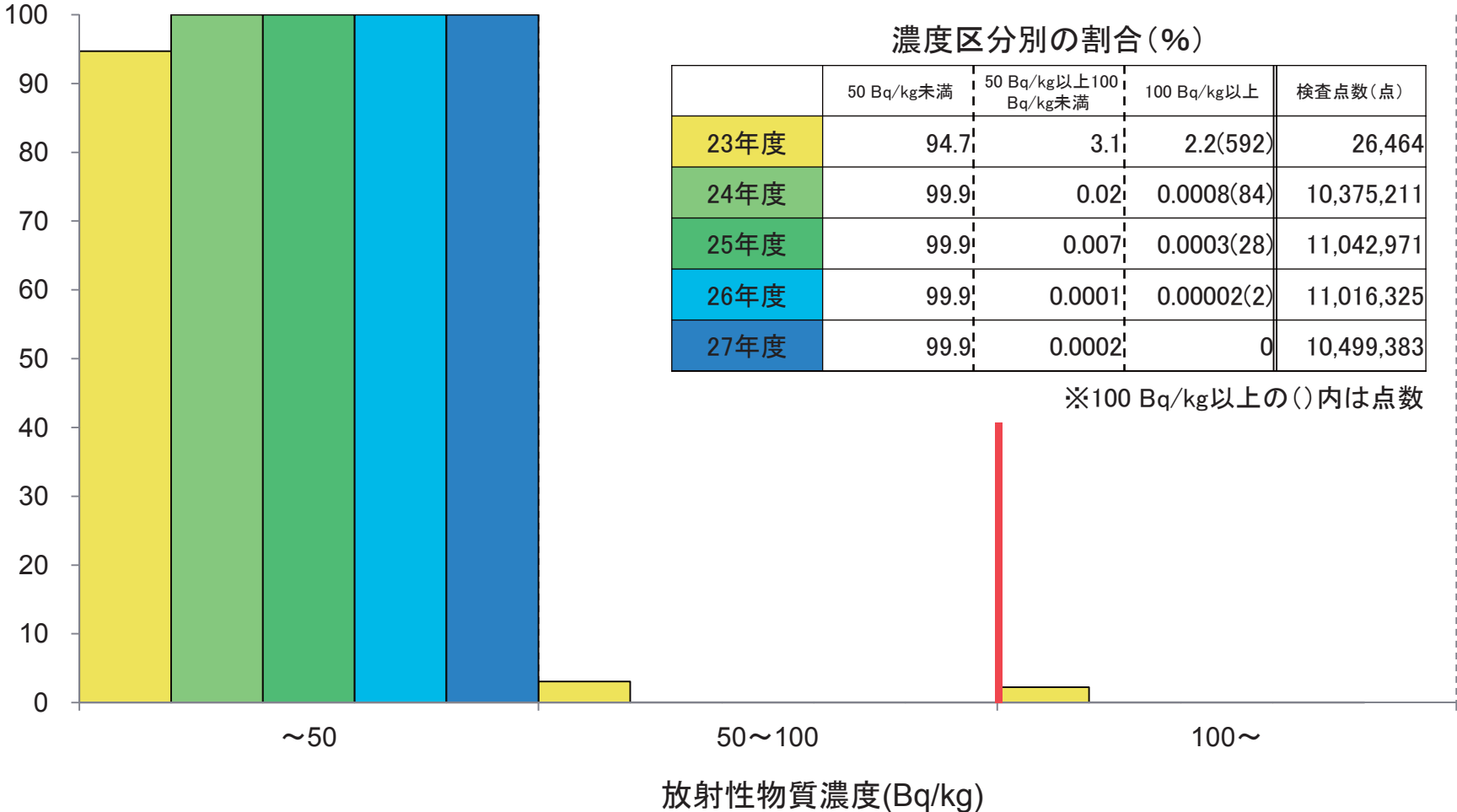
農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省



米（全袋検査を含む）の検査結果の推移

割合(%)



(注)・厚生労働省及び関係自治体公表データに基づく。
 ・24年産以降は、福島県等で実施する全袋検査を含む。

農林水産省「食品中の放射性物質検査結果について」より作成

農林水産省